

栃木県内部統制基本方針

効率的かつ効果的な業務執行や適正な事務執行の確保により、県民から信頼される県政運営を行っていくため、地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針を定め、以下のとおり組織的に取り組みます。

1 内部統制の目的及び取組内容

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
業務に潜むリスクを把握及び管理し、業務プロセスやルールの見直し、業務の標準化や手順の明確化により、効率的かつ効果的な業務の執行に取り組みます。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、情報の適切な保管・管理に取り組みます。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
職員一人ひとりが業務に関する法令等を理解し、遵守して業務の執行に努めるとともに、組織として適切にチェックできる体制づくりに取り組みます。
- (4) 資産の保全
県が保有する財産や現金等の資産の現状把握と、取得・管理・活用・処分等における適正な手続及び運用による資産の保全に取り組みます。
- (5) 業務執行に係る情報・文書の保存及び管理の徹底
個人情報を含めた業務執行に係る情報・文書について、法令等に従い、適切に保存・管理し、漏えい・改ざん等の防止に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法で定める「①財務会計に関する事務」に加え、「②個人情報等保護に関する事務」、「③公文書管理に関する事務」、「④情報セキュリティに関する事務」の4事務とします。

3 内部統制の有効性を確保するための取組

- (1) 内部統制を活用した業務の改善
各所属における業務に係るリスクの洗い出し、分析及び評価、対応策の検討のほか、業務手順等の見直しなど、内部統制を活用して業務の改善を図ります。
- (2) 内部統制の透明性の確保
毎年度、内部統制の整備及び運用状況を評価し、県議会への報告及び県民への公表により、内部統制の透明性を確保します。
- (3) 監査委員との連携
監査委員との情報共有及び意見交換等を行い、効果的な内部統制の運用に努めます。
- (4) 内部統制の見直し
内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和元（2019）年11月25日

栃木県知事

福田富一